

喀痰吸引等登録研修機関における第一、二号研修の実施の流れ(平成24年度～)

千葉県健康福祉部健康福祉指導課
福祉人材班

1. 登録研修機関の登録申請

研修を行うための実施体制がそろっていることを書面上で確認します。

重要なポイントは、指導を行う医師または看護師が確保されていること、基本研修（講義）から実地研修までの実施場所が確保されていることなどです。一部の科目を除いて実務経験5年以上を有する医師または看護師が研修の指導を行わなくてはなりませんが、講師として外部から有資格者を雇用しても構いません。講師となるにあたり、その他特別な資格要件はありません。

申請にあたっては、研修にかかる業務規程を定める必要があります。申請手続きの詳細は千葉県健康福祉指導課福祉人材班までお問い合わせください。

2. 研修受講者の募集

募集開始前には、研修内容届出書（様式第8号）の提出が必要ですが、募集の方法は自由です。研修機関の連絡先等は千葉県ホームページにて公開しますが、研修機関においても受講生の募集を実施してください。なお、あらかじめ1回ごとの募集定員、実施会場、受講料金、申込方法等を定めてください。

3. 基本研修（講義）の実施

研修機関が用意した研修会場で、受講生を集めて規定されたカリキュラムで研修を行います。研修カリキュラムは別紙1のとおりです。この中で、喀痰吸引及び経管栄養に関する基礎的な知識を習得してもらいます。研修用のテキスト及び指導者用マニュアルは、全国訪問看護事業協会のホームページからダウンロードできます。その他既存のテキストでも構いません。

4. 基本研修（筆記試験）の実施

研修機関として登録する際に定めた筆記試験事務規定により、講義内容を理解していることを筆記試験により確認します。出題は喀痰吸引及び経管栄養に関する基礎的な知識を問うものとし、四肢択一式で30問、試験時間60分以上の試験を行います。この試験で9割以上の正解率の者を合格者とします。

研修機関向けにサンプル問題を提供していますので、筆記試験作成時の参考資料として必要な場合はお問い合わせください。

5. 基本研修（演習）の実施

研修機関が用意した研修会場で、口腔・鼻腔・気管カニューレ内の喀痰吸引及び胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養の医療行為について、シミュレータを使った基本的な演習を行います（実施回数は別紙1のとおり）。研修受講者のグループを作り、講師がシミュレータを使って実演し、講師の指導監督の下で受講者が順番に実施していきます。演習指導者は、受講者の実施状況を確認し、評価票を記入するとともに、実地研修を想定した助言を行います。

6. 実地研修の実施

一連の基本研修を修了した者は実地研修に進みます。

第一、二号研修では、現に喀痰吸引等を実施する必要がある者（自己施設の入所者等）に協力してもらい、指導者の監督の下で実地研修を行います（実施回数は別紙1のとおり）。基本的な実施手順は次のとおりです。

①介護職員が喀痰吸引等を行うことについて、実地研修協力者本人又はその家族に対して説明し、行為に関する同意書を本人（又は家族）に書いてもらう。

②研修受講者（事業所）から対象者のかかりつけ医等に依頼し、実地研修の実施機関（自己施設等で実地研修を行う場合はその施設長等）あてに「喀痰吸引等実地研修指示書」を交付してもらう。

※実地研修指示書には医療機関によって異なる文書料が発生しますが、これは研修受講費用として研修受講者（事業所）に負担していただきます。

③医師の指示書の内容を実地研修指導者が確認の上、実地研修指導者が「喀痰吸引等実地研修計画書」を作成する。

④実地研修協力者の健康状態に十分配慮しつつ実習を行う。受講者が習得すべき全ての行為について規程回数以上の実地研修を行い、指導者はその行為ごとに「実地研修評価票」の全項目について手順通り実施していることを確認する。

⑤上記の実地研修を規定回数以上実施したうえで、各行為について累積成功率が70%以上且つ、最後の3回の実習において不成功が1回も無い場合に、実地研修の修了を判定する。この条件を満たさない場合には、条件を満たす状態となるまで実地研修を継続することになります。

実地研修の指導は登録研修機関の講師が行うことを基本としますが、外部の看護師等に実地研修を委託することも認められています。その際には、研修講師の履歴等を確認の上で、委託業務内容・条件を明示した協定を締結するなどして、実地研修が適正に実施されるよう責任を持って実施していただきます。

7. 研修修了証明書の発行

受講者が実地研修までの課程を修了したことを確認し、実地研修を修了した行為が明記された第一号または第二号研修修了証明書を研修機関の長の名前で交付します。研修修了者については、その研修時期、研修内容等を記載した名簿を必ず作成し、研修事業を廃止するまで保管してください。

8. 研修実施結果の報告

開催した研修の受講者全員に研修修了証明書を発行したことを確認後、千葉県に対して研修日時・会場等を記載した研修実施結果報告書を提出してください。また、報告書にはその研修における研修修了者名簿を添付していただきます。

9. その他

喀痰吸引等研修を実施するにあたり、主に使用する書類は次のとおりです。これらの参考様式を千葉県ホームページにて公開しているので必要に応じて利用してください。

○実地研修に関する書類 ※県への提出は不要です

- ・喀痰吸引等実地研修 同意書（受講者が実地研修前に実地研修協力者に書いてもらう）
- ・喀痰吸引等実地研修 指示書（受講者から実地研修協力者のかかりつけ医に交付依頼）
- ・喀痰吸引等実地研修 計画書（実地研修の指導者が指示書を基に作成）
- ・実地研修評価票（指導者が記入）
- ・喀痰吸引等実地研修 報告書（指示書を交付した医師に提出）

○喀痰吸引等研修修了証明書（研修機関が修了者へ交付）

○県への報告関係書類

- ・研修内容届出書（受講者の募集開始前に提出）
- ・喀痰吸引等研修 実施結果報告書（受講者全員の修了を確認後提出）
- ・喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿（〃）

別紙1

カリキュラム一覧表

基本研修（講義）

大項目	中項目		時間数
人間と社会	個人の尊厳と自立	0.5	1.5 時間
	医療の倫理	0.5	
	利用者や家族の気持ちの理解	0.5	
保健医療制度 とチーム医療	保健医療に関する制度	1.0	2.0 時間
	医行為に関する法律	0.5	
	チーム医療と介護職との連携	0.5	
安全な療養生 活	たんの吸引や経管栄養の安全な実施	2.0	4.0 時間
	救急蘇生法	2.0	
清潔保持と感 染予防	感染予防	0.5	2.5 時間
	職員の感染予防	0.5	
	療養環境の清潔、消毒法	0.5	
	滅菌と消毒	1.0	
健康状態の把 握	身体・維持の健康	1.0	3.0 時間
	健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5	
	急変状態について	0.5	
高齢者及び障 害児・者の「た んの吸引」概 論	呼吸の仕組みとはたらき	1.5	11.0 時間
	いつもと違う呼吸状態	1.0	
	たんの吸引とは	1.0	
	人工呼吸器と吸引	2.0	
	子どもの吸引について	1.0	
	呼吸を受ける利用者や家族の気持ちと対 応、説明と同意	0.5	
	呼吸器系の感染と予防（吸引と関連して）	1.0	
	たんの吸引により生じる危険、事後の安全 確認	1.0	
	急変、事故発生時の対応と事前対策	2.0	
高齢者及び障 がい児・者の 「たんの吸 引」実施手順 解説	たんの吸引で用いる器具・器材とその仕組 み、清潔の保持	1.0	8.0 時間
	吸引の技術留意点	5.0	
	たんの吸引に伴うケア	1.0	
	報告及び記録	1.0	

高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」概論	消化器系の仕組みとはたらき	1.5	10.0 時間
	消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0	
	経管栄養法とは	1.0	
	注入する内容に関する知識	1.0	
	経管栄養実施上の留意点	1.0	
	子どもの経管栄養について	1.0	
	経管栄養に関する感染と予防	1.0	
	経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5	
	経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0	
	急変、事故発生時の対応と事前対策	1.0	
高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説	経管栄養で用いる器具・器材とその仕組み、清潔の保持	1.0	8.0 時間
	経管栄養の技術留意点	5.0	
	経管栄養に必要なケア	1.0	
	報告及び記録	1.0	
合 計			50.0 時間

基本研修（演習）

科 目	回 数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

実地研修

科 目	回 数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内の喀痰吸引	※ 20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	※ 20回以上

※第一号研修受講者のみが実施する科目